

# 令和6年度 千葉県スクールカウンセラー候補者選考 実施要項

千葉県教育委員会  
令和5年10月

千葉県教育委員会では、千葉県スクールカウンセラーとして、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて相談に応じ、適切に助言や援助ができる者を、次のとおり募集する。

## 1 志願要件

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない者で、次の要件のいずれかを満たす者が志願できる。

- (1) 公認心理師の資格を有する者（令和5年度末までに資格取得見込みの者を含む）
- (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者（令和5年度末までに資格取得見込みの者を含む）
- (3) 精神科医
- (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- (5) 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (6) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- (7) 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

※（5）～（7）の経験年数については、千葉県スクールカウンセラーとしての経験年数を含めることができる。

※地方公務員法（抄）（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

### 第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日〔昭和二十二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 採用予定者数

令和6年度予算編成により決定（令和5年度採用実績 391名）

## 3 選考について

### (1) 日時及び会場

<b>選考日</b>	<b>令和5年12月9日（土）</b>
<b>時間</b>	<b>8：00から16：45</b>
<b>会場</b>	<b>千葉県総合教育センター</b>
<b>住所</b>	<b>千葉市美浜区若葉2-13</b>

### (2) 選考方法

志願者の中から、**書類審査、論文試験及び個別面接**により、採用候補者名簿への登載者（以下名簿登載者）を決定し、その中から採用者を決定する。

※令和5年度に千葉県スクールカウンセラーとして採用され、次年度も任用希望の者は、令和5年度の勤務成績を考査して、**適当と認められる場合には、論文試験及び個別面接を受けずに名簿登載者とする場合がある。**

### (3) 受験番号及び日程連絡

志願者には、11月下旬に、受験番号のダウンロード開始と、論文試験及び個別面接等の選考日の日程について、電子メールにて連絡する。

※別紙【出願から選考までの流れ】を参照

## 4 結果通知

(1) **名簿登載者となった者（合格者）**には、12月中に電子メールにより通知する。

※以後の手続きについても、電子メールにて連絡する。

(2) **名簿登載者にならなかった者（不合格者）**には、12月中に郵送にて通知する。

※1月5日（金）までに通知がない場合は、スクールカウンセラー担当まで電話連絡すること。

(3) 採用内定者へは、配置校等の勤務先、年間勤務時間数、報酬等について3月下旬に郵送にて通知する。

(4) 4月以降引き続き名簿登載者となる方には、3月下旬に郵送にて通知する。

(5) 志願書の賞罰欄に記載せず、採用手続き中又は採用後に非違行為が発覚した場合は、内定又は採用を取り消すものとする。

## 5 選考基準

書類審査、論文試験及び個別面接について以下の観点による評価を行い、その結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定する。

- ・スクールカウンセラーとしての資質・適性
- ・スクールカウンセラーとしての専門性
- ・学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- ・スクールカウンセラーとしての態度、意欲、情熱

## 6 志願方法

### (1) 提出書類

次の書類のうち志願要件により該当するものを、**簡易書留で郵送**する。

**令和5年11月20日(月)の消印があるものまでを有効**とする。

※①については、今年度から「ちば電子申請サービス」による作成になるので

注意すること。別紙【出願から選考までの流れ】参照

◎：新規・継続志願者共通    ○：新規志願者    □：該当者

必要書類	志願要件		【1 志願要件参照】						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
① 「千葉県スクールカウンセラー志願書」 ※ 原則電子申請により作成したものを使用する。				◎					
② 返信用封筒 ※ 94円切手を貼った定形(長形3号糊付き)の封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名(様まで)を表記する。 ※ 3月下旬までに転居等により住所が変更となった場合は、再度返信用封筒を郵送すること。				◎					
③ 「公認心理師登録証」の写し ※ 本年度受験の者で登録証がない者は受験票の写し	◎								
④ 「臨床心理士資格登録証明書」の写し ※ 本年度受験の者で証明書のない者は受験票の写し		◎							
⑤ 「医師免許状」の写し			◎					◎	
⑥ 在職証明書(様式は任意) ※ 過去に勤務していた者は職歴証明書(様式は任意)				○					
⑦ 大学院修了証明書					○				
⑧ 大学又は短期大学卒業証明書						○			
⑨ 心理臨床業務又は児童生徒を対象として相談業務に従事した期間及び内容等の証明書 ※ 勤務先から「在職証明書」等(様式は任意)の発行を受ける。なお、必要な証明は志願要件を満たす年数分で良い。 ※ 千葉県スクールカウンセラーとしての勤務経験については、証明書は不要。					○	○	○		

ア 令和5年度に勤務していた者が継続志願者、その他の者は新規志願者になる。

イ 「公認心理師」「臨床心理士」以外に心理臨床に係る資格等がある場合は、それを証明するものの写しも併せて提出する。

ウ 今年度「公認心理師」「臨床心理士」の試験を受験して合格した者は、合格通知が届いたら速やかに「合格通知」の写しを送付する。また、資格を証明するものが届いたら速やかに書類の写しを送付する。

エ 一度受理した提出書類は返却しない。

オ 受付の確認には応じかねるので、書留の記録や送付した書類の写し等を保存しておくこと。

カ 記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがある。

キ 志願書の記載については、千葉県スクールカウンセラー志願書(記入例)を参照すること。

### (2) メール登録

電子申請にてメールアドレスは登録されるが、採用等に向けて電子メールでの事務連絡等が必要となるので、パソコンで使用可能なアドレスを登録すること。

## 7 職務内容

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) 学級や学校集団に対する援助及び教職員や組織に対するコンサルテーション
- (5) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
- (6) 教職員等への研修活動
- (7) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加
- (8) 他の学校での緊急事態発生時におけるカウンセリング等への協力
- (9) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる活動

## 8 勤務条件等

### (1) 配置校

県内の公立小中学校（千葉市を除く）、義務教育学校又は県立中学校・高等学校・特別支援学校に配置する。

なお、配置先が高等学校の場合、配置した学校から未配置の高等学校に出張し、生徒の支援を行うこともある。

### (2) 勤務時間（令和5年度当初実績）

#### ア 年間勤務時間等

- ・ 1校当たり、原則として年間206時間（週1回、年35週程度）  
ただし、小学校においては年間99時間（隔週1回、年17週程度）または、  
年間66時間（月1回、年11週程度）

※複数校勤務は可能だが、希望どおりの配置にならない場合もある。

#### イ 1日当たりの勤務時間数

- ・ 原則6時間

※令和5年度の実績であり、今後変更になる可能性がある。

### (3) 報酬等（令和5年度実績）

#### ア 報酬

- ・ 志願要件（1）～（4）の者についての1時間当たりの報酬額は、本事業におけるスクールカウンセラーとしての経験年数等により3段階とする。

スーパーバイザーは、5,800円とする。

経験3年以上の者は、5,400円とする。

経験3年未満の者は、5,000円とする。

※経験年数とは、本事業に係るスクールカウンセラーの経験年数であり、他都道府県や政令指定都市での経験や準ずる者としての経験もこれに含まれる。

- ・ 志願要件（5）～（7）の者は、1時間当たり3,500円とする。

#### イ 交通費

- ・ 実費相当額を支給

※ただし、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等は支給されない。

### (4) 身分

会計年度任用職員

- (5) 条件付採用期間  
採用後1月間は条件付採用期間となる。なお期間中の勤務日数に応じて条件付採用期間を延長する場合がある。
- (6) 服務規律  
地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となる場合がある。
- (7) 任用期間  
令和6年4月～令和7年3月（単年度雇用）
- (8) 本募集は、令和6年度の県予算が確定前であるため、勤務条件等は、変更される場合がある。
- (9) その他、不明な点については、下記担当まで問い合わせること。

※ 詳細については、令和5年度スクールカウンセラー等取扱要綱を参照すること。  
(令和6年度については改正を検討中)

## 9 その他、選考に当たり必要なことは、千葉県教育委員会が別に定める

### 10 選考結果の情報提供

選考結果については、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができる。

受験者本人が、本人であることを確認できる書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課へ来て開示請求を行うこと。電話、はがき等による請求では開示できない。

請求できる人	開示内容	開示期間及び時間	開示場所
受験者本人	① 志願書類評価 ② 面接評価 ③ 論文評価 ④ 総合評価 ⑤ 不合格者内の ランク(3段階)	選考結果発表日から1か月間 ※土日、祝日、閉庁日を除く ・午前10時から正午まで ・午後1時から午後5時まで	千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 (千葉県庁中庁舎8階) 千葉市中央区市場町1-1

### 11 書類の提出及び問い合わせ先

<p><b>【提出先】</b> 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室 スクールカウンセラー担当</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 電 話 043-223-4054 (平日8時30分から17時15分まで) メー ル seito-sidou@mz.pref.chiba.lg.jp</p>
--

※ 書類を提出する際は、必ず簡易書留で郵送すること。